

大田原市告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり粗大ごみ戸別訪問回収の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

業務委託の 名称	委託を受けた者		委託事務の内容	委託期間	所管課
	主たる事務 所の所在地	名称			
令和6年度 粗大ごみ戸 別訪問回収 業務委託	大田原市 桜木沢 937-1	有限会社 北那須通商	大田原市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例（平成5 年3月18日条例 第2号）第5条に 規定する手数料の 徴収事務	令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日ま で	生活環境課